

動物用医薬品の承認について

1 鶏大腸菌症不活化ワクチン（“京都微研” ポールセーバーEC）

（1）主成分

不活化 大腸菌 K A 1 - 2 株（O 7 8）

（2）対象動物

鶏

（3）用法及び用量

0 日齢以上 1 0 0 日齢以下の鶏に 0. 0 3 m l を 1 回点眼接種する。

（4）効能又は効果

鶏の大腸菌症の発症の軽減

2 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成 1 4 年法律第 9 6 号）附則第 1 6 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 2 条の規定による改正前の薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）第 1 4 条第 1 項の規定による上記動物用医薬品の製造承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第 2 4 条第 1 項第 8 号）